第

3 4 1 0

号

 $\frac{RE \stackrel{\wedge}{A}DAS}{U-\vec{y}_{r}z_{r}}$

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2007年)平成19年 12月 4日 火曜日

発行所

大阪市中央区備後町2-4-6 Tel:06-6209-7678 株式会社 **FPシミコレーション** 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

○ 前職の給与が不明な場合の年末調整

Q:中途入社した人に前職の給与がわからない人がいます。この人の年末調整はどのようにしたらいいのですか?

A:年末調整はできないことになっています。本人には確定申告をしてもらってください。

【解説】

年の中途で採用した社員で入社前に他の給与支払者(扶養控除等申告書を提出している先に限ります)から本年分の給与の支給を受けている者については、その前職の給与や源泉徴収税額、社会保険料などを現在のそれらと通算して年末調整を行います。

したがって、中途採用者については、本年 分の前職の給与があるかどうかを確認し、あ る場合には、中途採用者から前職の給与にか かる給与所得の源泉徴収票を提出してもらい、 これを通算して年末調整を行うことになりま す。

なお、前職の給与支払者が倒産しているような場合で、給与所得の源泉徴収票がもらえない場合は、年末調整ができませんので、年末の給与においては、とりあえず通常の源泉徴収をし、前職の給与等が不明なため年末調整ができていない旨を記載した源泉徴収票を本人に交付することになります。そして、その本人は、その源泉徴収票とその前職に係る給与の明細等をもって、確定申告をして税額の精算をすることになります。







